

研究倫理教育のご案内

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」により、各研究機関では、所属する全ての研究者に対して研究倫理教育を実施することが必須となっています。令和7年度は更新時期のため、研究者全員が対象です。9月30日までに必ず受講してください。

「APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)」

<https://edu.aprin.or.jp/>



出張申請や旅費精算の手続きはお早めをお願いします

今夏、研究活動で出張される先生も多いことと思います。出張申請や旅費精算については下記のガイドブックをご確認の上、お早めにお手続きをお願いいたします。



「公的研究費等の適正使用に関するガイドブック」

https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/docs/2025guidebook.pdf

「科学研究費助成事業直接経費事務取扱要領」

https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/docs/2025yoryo.pdf

- ・出張は、事前に「出張申請書」（海外出張の場合は「学内手続きの要否確認書」も提出）、事後に証憑と共に「旅費申請書」と「出張報告書」の提出が必要です。
- ・出張旅費は

交通費	+	(日当×日数)	+	宿泊料実費	※上限あり
-----	---	---------	---	-------	-------

 で計算します。
- ・請求書払いが可能な旅行代理店もあります。詳しくは研究支援センターへお尋ねください。

他機関で発生した不正事案について



文部科学省のホームページでは、研究活動における不正行為等が公開されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

ここに公開されている情報の内の1件をご紹介します。

不正の種別	旅費の架空請求(カラ出張)及び目的外使用
不正が行われた年度	令和1・3・4年度
不正に支出された研究費の額	1,166,800円
不正に関与した研究者数	1人

動機・背景	当該元教員は日ごろからデータ収集等の協力を得ていた実家周辺にある病院へ出張を装い、私的に帰省するための旅費として研究費を使用していた。また、コロナ禍により申請手続き済みの出張が中止となった際に、その取消手続を行わないまま旅費を受領していた。さらに、研究協力者による出張を偽装して申請し、得られた旅費を同協力者に謝金と称して支払っていた。
手法	①私的な旅行を出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。 ②オンラインで実施した用務を出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。 ③実態の伴わない研究協力者の出張を虚偽申請し、当該旅費を研究協力者に謝金と称して支給。
発生要因および再発防止策	＜当該元教員側の要因＞ 当該元教員は、公的研究費の運営・管理に関する誓約書を提出し、コンプライアンス教育を受講していたにもかかわらず、旅費の架空請求や目的外使用を繰り返しており、研究者としての倫理観及び研究費を適正に執行するという規範遵守の意識が欠如していたと考えられる。→公的研究費不正使用防止に関する注意喚起と不正使用事案等の周知徹底を図る。 ＜機関の管理体制＞ ①出勤日時と出張日時の重複確認に不備があった。 ②研究者の出張旅費を立替払いで執行することが多く確認作業が困難であったことなどから、執行に係るモニタリングの仕組みが十分でなかった。 →出張申請書に用務の詳細や面会者の所属・氏名等を記載すると共に出張期間中のスケジュールが確認できる書類を添付する、出張報告書に出張した事実が確認できる書類を添付する等を義務づける。宿泊先・用務先等に無作為に事実確認を実施する。